

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。10番、円子徳通君から欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちに会議を開きます。

開議（午前10時02分）

議 長（川村重光君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 山本 実 君

12番 苫米地 繁 雄 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

議会運営委員長（苫米地繁雄君）

報告いたします。

去る11月4日告示となり、本日招集されました令和3年第6回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し審議した結果、本臨時会の会期は、別紙日程案のとおり、本日11月26日の1日間とすることに決定いたしましたので、議員各

位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願い申し上げまして、報告といたします。

議 長（川村重光君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長の報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日11月26日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、承認第18号及び承認第19号、議案第44号から議案第46号までの5件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明を申し述べさせていただきます。

令和3年第6回六戸町議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本臨時会では、承認2件、議案3件、計5件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第18号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和3年10月13日付専

決第19号をもって専決処分したものです。

本条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正の公布に伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため一部改正したものであり、これを報告し、承認を求めるとあります。

承認第19号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第3号）を令和3年10月19日付専決第20号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に374万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ56億7,938万円としたものであります。

議案第44号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第45号でございますが、六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第46号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に準拠し、それぞれの期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案等について概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 承認第18号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

承認第18号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和3年10月13日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承

認を求めるものであります。

議案書 3 ページをお開きください。

説明補足資料 1 ページから 9 ページまでの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの主な改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正が令和 3 年 9 月 10 日に公布されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部改正で、世帯に 6 歳未満の未就学児がある場合、その未就学児に関わる均等割額を 10 分の 5 を乗じて得た額を減額することとされ、地方税法施行令の一部改正においては、これに準じた改正を行うことになり、課税事務に支障を来さないよう条例を改正し、専決処分したものであります。

条例の主な改正内容については、議案書 3 ページから 4 ページまでの第 23 条第 2 項として、未就学児に関わる均等割額から 10 分の 5 を減額する額を新たに定めるものであり、そのほかに法改正に合わせた所要の規定の整備を行っております。

なお、この減額措置に対し、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 を負担することとなります。

附則は、施行期日を公布の日からとし、減額措置等に関わる部分については令和 4 年 4 月 1 日からと定め、適用区分については、減額措置等に関わる部分については令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で承認第 18 号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第18号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第19号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の6ページからになります。

承認第19号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月19日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

8ページをご覧願います。

令和3年度六戸町一般会計補正予算（第3号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ374万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億7,938万円としたものであります。

それでは、補正の内容につきまして、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。ご準備願います。

最初に、歳入からご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。3ページになります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は、4目衛生費国庫補助金、2節予防接種費補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金282万5,000円を増額計上、20款繰越金、1項繰越金は、1目繰越金に前年度繰越金92万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費に、臨時職員の報酬と費用弁償を合わせ、目の計で67万1,000円を増額計上するとともに、11目新型コロナウイルス感染症対策事業費の11節役務費に、職員が公務出張するに当たりPCR検査が必要となった場合に備え、検査手数料25万3,000円を追加計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費の3節職員手当等に休日接種に係る時間外勤務手当を計上するとともに、コロナワクチンの3回目接種に係る経費として、10節需用費には消耗品費と印刷製本費、11節役務費には通信運搬費、12節委託料にはワクチンの追加接種に対応するためのシステム改修経費等を計上し、項の計で282万5,000円を増額補正いたしました。

以上で承認第19号の説明を終わります。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第19号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第44号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(円子富浩君)

それでは、議案第44号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書10ページから11ページ、補足資料のほうは10ページとなっております。

第1条の改正は、令和3年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、100分の155とするものでございます。

第2条の改正は、令和4年度の6月と12月の支給割合をそれぞれ100分の157.5とするものであります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

議長 長(川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第45号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (円子富浩君)

議案第45号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

議案書12ページから13ページ、補足資料は11ページとなります。

第1条の改正は、令和3年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、100分の155とするものであります。

第2条の改正は、令和4年度の6月と12月の支給割合をそれぞれ100分の157.5とするものであります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第46号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（円子富浩君）

それでは、議案第46号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

議案書14ページから15ページ、補足資料は12ページとなっております。

第1条の改正は、令和3年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、一般職については100分の117.5に、再任用職員については100分の65とするものであります。

第2条の改正は、令和4年度の6月と12月の支給割合を一般職についてはそれぞれ100分の120に、再任用職員についてはそれぞれ100分の67.5とするものであります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

議案第46号について、町長の考えをお伺いします。

新聞紙上を見ると、コロナ禍で職員が非常に頑張っているということで、職員の部分については減額しないという市町村が何ぼか見受けられますけれども、当町の場合もそういう話題がなかったか、町長についてお伺いします。

議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

私どもといたしましては、職務に精励するということにおいては、義務として職員みんな頑張ってくれていると思いますので、県内における箇所を見ますと、特別な災害等があり、大変な事態があったのではないのかなと。そのことを考えながら、そのようにやられたのかなと思いますので、相対として、下田議員もお分かりと思いますが、絶対的な財政余力を持ってやっているわけじゃないものでございますから、やはり一つの流れという部分においては、私どもはそれに即しながらやっていくことが、将来、今ばかりじゃなくて、今後においてもそのようにしておくことが迷わずいろいろな判断ができることになるのかなと思いますので、特別に私どもの単独での判断という部分は控えたほうがいいなというふうに私は思いました。

実際は、自由自在にできるのであれば、職員があえて言うことを聞くこともないなという気持ちはないわけではありませんが、正確に継続性を持たせるためには、そのように即しながらやっていくことがベストだろうというふうに判断したということでございます。

議 長（川村重光君）

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

今の回答を聞いて、熟慮した結果こうなったということですので、これで質疑を終わります。

議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第6回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 (午前10時29分)